

建物使用貸借契約書

山中湖村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博友会（以下「乙」という。）とは、建物の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

（目的物件）

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に無償で貸し付ける。

山中湖村診療所

- | | |
|--------|-----------------------------|
| （1）所在地 | 山中湖村山中12番地 |
| （2）構造 | 鉄筋コンクリート平屋建 |
| （3）面積 | 診療所分：203.99㎡
医師住宅分：75.7㎡ |

（用途）

第2条 乙は、前条の建物（以下「目的物件」という。）を医科診療及び医師居住用として使用し、その他の用途には使用しない者とする。

（指定用途に供すべき始期）

第3条 乙は、目的物件を平成27年4月1日から、前条に規定する用途（以下「指定用途」という。）に供しなければならない。

（指定用途に供すべき期間）

第4条 乙は、目的物件を前条に規定する日から使用貸借の期間の満了の日までの間、引き続き指定用途に供しなければならない。

（貸付期間）

第5条 使用貸借の期間は、この契約締結の日から平成28年3月31日までとする。

（物件の引渡し）

第6条 甲は、目的物件を契約締結と同時に現状のまま乙に引き渡すものとする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、免除する。

（譲渡及び転貸の禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利を譲渡し、又は目的物件を転貸してはならない。

（使用上の制限）

第9条 乙は、目的物件を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 乙は、甲の承諾がなければ、目的物件の様態替えその他目的物件の原状を変更してはな

らない。

- 3 乙は、前項の承諾を受けようとするときは、事前に詳細な理由を記載した書面により申し出なければならない。
- 4 甲は、乙から前項の申し出があったときは、遅滞なく事情を調査し、その申し出に対する結果を書面により通知するものとする。

(修繕義務等)

第10条 乙は、目的物件の修繕義務を負うものとする。

2 乙は、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い要する次に掲げる使用料等の費用を負担する。

- (1) 電気、上下水道料は、山中湖村診療所歯科と共用のため、請求金額の半額
- (2) ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用

(滅失又はき損の通知)

第11条 乙は、目的物件の全部又は一部を滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその旨を通知しなければならない。

(使用上の損傷等)

第12条 乙は、その責めに帰する理由により目的物件をき損した場合において、甲が要求するときは、乙の負担において目的物件を原状に復さなければならない。

(実地調査)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、使用貸借の期間中において、その職員をして随時に乙に対し、その業務又は資産の状況に関して質問させ、関係書類その他目的物件について実地に調査させ、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の実地調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(不可抗力による契約の失効)

第14条 甲乙双方の責めに帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じないものとする。

(解除)

第15条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事態が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 山中湖村において目的物件を公用又は公共の用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 乙が第4条、第8条又は第9条の規定に違反したとき。
- (3) その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

(原状回復義務)

第16条 乙は、使用貸借の期間が満了した場合にあってはその満了の日に、この契約が解除された場合にあっては甲の指定する期日までに、乙の費用で目的物件を原状に復し、甲に返還しなければならない。ただし、甲が承諾した場合は、この限りでない。

2 甲は、乙が前項の義務を履行しないときは、目的物件を原状に復し、乙からその費用を徴収することができる。

3 乙は、第1項本文に規定する日までに目的物件を原状に復さないときは、同項ただし書きの規定による場合を除き、同項本文に規定する日の翌日から乙又は甲が目的物件を原状に復した日までの損害金を甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第17条 乙は、この契約が終了した場合において、目的物件についての修繕費等の必要費、改良費等の有益費その他目的物件の使用に伴い必要とする電気、上下水道、ガス、電話等の使用料、清掃費その他の費用の支出があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第19条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

甲 住所 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1

氏名 山中湖村長 高村文教

乙 住所 静岡県御殿場市川島田270番地

氏名 社会福祉法人 博友会
理事長 土田博和

永年診療業務を担当してきた「ソウジュ会」との契約内容を比べてみてください！

覚 書

山中湖村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博友会（以下「乙」という。）とは、山中湖村診療所（以下「施設」という。）の診療業務に関し、次のとおり覚書を締結する。

乙が行う通常診療業務の診療体制については次のとおりとする。ただし、医師の研修等の諸事情により常勤医師が勤務できない場合には、代わりに非常勤医師等を確保できるよう努めるものとする。やむを得ず休診となる場合及び緊急時の体制等については、事前に甲に通知等により連絡協議をするものとする。

診療体制

診療所名：山中湖村山中12番地 山中湖村診療所

診療日：月曜日、木曜日 *ソウジュ会は、月曜日から金曜日までの5日間

診療時間：午前9時から午後12時、午後2時から午後5時

休診日：火曜日、水曜日、金曜日、土曜日、日曜日、祝祭日 *ソウジュ会は、午後1時半から *ソウジュ会は、土曜日、日曜日、祝祭日のみ

- この覚書の期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- 医師等が欠員となる場合には、事前に甲乙協議するとともに、乙は医師確保に努め、その経過を甲に速やかに報告するものとする。
- 乙は、毎月施設の運営状況（診療日、利用者数等）を翌月の10日までに甲に報告するものとする。
- 甲は、診療業務にあたって、年額15,000,000円の補助金を、乙に支払うものとする。 *ソウジュ会の2/5しか診療しないのに、同額の補助金を約束 (6,000,000円が相当)
- 甲は、乙からの補助金交付申請に基づき、請求の日から30日以内に次のとおり補助金を支払うものとする。 *ソウジュ会には、3ヶ月ごと4回に分けて分割支払いにしている。 補助金年額15,000,000円
- 診療業務に関する事故等については、すべて乙の責任において対応するものとする。この場合、その経過等については甲に報告協議するものとする。 *ソウジュ会との契約では、「診療に従事しなかった場合医師1名につき1日60,000円の補助金返還」を規定している
- この覚書に定めるものの他、診療業務に関し必要な事項及び甲乙いずれかに不都合が生じたときは、甲乙協議するものとする。

なぜ、こうまでして不公平・不公正な契約をしたのか？

すべて村長が主導したことを認めている。その意図と政治姿勢を疑う！！

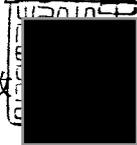
この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成27年3月26日



甲 山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1

山中湖村長 高村文教



乙 静岡県御殿場市川島田270番地

社会福祉法人 博友会

理事長 土田 博和



建物使用貸借契約に基づく医療器具 及び保健活動に関する覚書

山中湖村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博友会（以下「乙」という。）とは、平成27年3月26日付けで締結した建物使用貸借契約書に基づく医療器具の貸与及び保健活動への協力等について、次のとおり覚書を交わす。

1 甲が貸与する医療器具等について

別添のとおりとする。

医療器具等の使用にあたっての保守及び修理は、乙が責任をもって管理し、その費用は乙の負担とする。ただし、医療器具等の老朽化等により廃棄処分をする場合は、甲に報告し、協議すること。

2 保健活動への協力等について

甲が住民に対して行う保健活動山中湖内で開催されるイベント等の実施にあたっては、積極的に協力すること。

上記覚書を証するため、この覚書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月26日

甲 住所 山梨県南都留郡山中湖村山中 237番地
氏名 山中湖村長 高村 文教



乙 住所 静岡県御殿場市川島田 270番地
氏名 社会福祉法人 博友会
理事長 土田 博和



建物使用貸借変更契約書

山中湖村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博友会（以下「乙」という。）とは、平成27年3月26日付けで締結した建物使用貸借契約書の一部を、次のとおり変更することとして契約を締結する。

第1条を次のとおり変更する。

（目的物件）

第1条 甲は、その所有する次の建物を乙に無償で貸し付ける。

平野診療所

- | | |
|--------|--------------------------------|
| （1）所在地 | 山中湖村平野141番地の1 |
| （2）構造 | 鉄骨造2階建 |
| （3）面積 | 診療部分：163.68㎡
医師住宅分等：110.81㎡ |

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 8月 1日

甲	住所	山梨県南都留郡山中湖村山中237番地の1	
	氏名	山中湖村長 高村 文毅	
乙	住所	静岡県御殿場市川島田270番地	
	氏名	社会福祉法人 博友会 理事長 土田 博和	

覚書

山中湖村（以下「甲」という。）と社会福祉法人 博友会（以下「乙」という。）とは、平成27年3月26日付けで締結した覚書の一部を、次のとおり変更することとして覚書を締結する。

第1項を次のとおり変更する。

診療体制

診療所名：山中湖村平野141番地の1 平野診療所

診療日：週 2 日 （月曜日・木曜日）

診療時間：午前9時から正午、午後2時から午後5時

休診日：週 5 日 （火曜日・水曜日・金曜日・土曜日・日曜日・祝日）

上記覚書の締結を証するため、この覚書を2通作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年 8月 1日

甲 住所 山梨県南都留郡山中湖村山 237 番地の 1
氏名 山中湖村長 高 村 文 教

乙 住所 静岡県御殿場市川島田 270 番地
氏名 社会福祉法人 博 友 会
理事長 土 田 博 和